

＊ 告示第4条第2号に該当する全国的な団体の支部として監理団体になろうとする場合

【留意事項】

○ 告示第4条第2号に該当する全国的な団体の支部として監理団体になろうとする場合については、支部自体が社会福祉法人、一般社団法人又は一般財団法人等の営利を目的としない法人の法人格を有していることが必要となります。

第6 監理団体の業務の実施に関するもの

【関係規定】

（監理団体の業務の実施に関する基準）

規則第52条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～七（略）

八（後述）

九～十五（略）

十六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習の実習監理を行うものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第5条 介護職種に係る規則第五十二条第十六号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

一・二（後述）

（1）技能実習計画の作成指導に関するもの

【関係規定】

規則第52条

八 法第八条第四項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する指導に当たっては、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設（法第十一条第二項において準用する場合にあつては、これらのうち変更しようとする事項に係るものに限る。）を实地に確認するほか、次に掲げる観点から指導を行うこと。この場合において、ロに掲げる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

イ 技能実習計画を法第九条各号に掲げる基準及び出入国又は労働に関する法令に適合するものとする観点

ロ 適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点

ハ 技能実習を行わせる環境を適切に整備する観点

告示第5条

- 一 規則第五十二条第八号に規定する修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員が次のいずれかに該当する者であること。
- イ 五年以上介護等の業務に従事した経験を有する者であつて、介護福祉士の資格を有するものであること。
- ロ イに掲げる者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者であること。

解釈通知

第二 監理団体の業務の実施に関する基準(告示第5条)

告示第5条第1号ロに規定する「イに掲げる者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 看護師、准看護師の資格を有する者であつて、5年以上の実務経験を有するもの
- ・ 介護等の業務を行う施設又は事業所の施設長又は管理者として3年以上勤務した経験を有する者
- ・ 介護支援専門員であつて、5年以上介護等の業務に従事した経験を有する者

告示第5条第1号に定める要件を満たす技能実習計画作成指導者については、常勤・非常勤であるかは問わないものであること。

- 介護職種の技能実習計画については、技能移転の対象項目ごとに詳細な計画を作成することが求められます。具体的には、技能移転の対象業務の記載だけでなく、(1)個々の業務において必要となる着眼点や具体的な技術等の内容を記載するとともに、(2)介護業務に関連して日本語の学習を進められるよう、必須業務、関連業務、周辺業務ごとに、業務に関連する日本語学習について記載することが求められます。(介護職種の技能実習計画のモデル例については、厚労省のHPにて掲載していますので参照下さい。)(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000180396.pdf>)

- このため、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点からの技能実習計画の作成の指導については、介護福祉士や看護師等の一定の専門性を有すると認められるものが行うことが必要となります。

【確認対象の書類】

- ・ 技能実習計画作成指導者の履歴書(介護参考様式第10号)
- ・ 介護福祉士登録証の写し
 - * 技能実習計画作成指導者が介護福祉士の場合
- ・ 看護師又は准看護師の免許証の写し

- ＊ 技能実習計画作成指導者が看護師又は准看護師の場合
 - ・ 介護支援専門員証の写し
 - ＊ 技能実習計画作成指導者が介護支援専門員の場合
 - ・ 指定通知書の写し又は在職証明書
 - ＊ 技能実習計画作成指導者が介護等の業務を行う施設又は事業所の施設長又は管理者の場合
- 【留意事項】
- 技能実習計画作成指導者が介護福祉士、看護師、准看護師又は介護支援専門員のいずれかに該当する場合は、技能実習計画作成指導者の履歴書（介護参考様式第10号）の「⑨資格・免許」欄に「介護福祉士」、「看護師」、「准看護師」、「介護支援専門員」のいずれかを記載して下さい。

（２）介護職種の優良な監理団体に関するもの

【関係規定】

（一般監理事業の許可に係る基準）

規則第31条 法第二十五条第一項第七号（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次に掲げる事項を総合的に評価して、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとする。

- 一 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制及び実施状況
- 二 実習監理する団体監理型技能実習における技能等の修得等に係る実績
- 三 出入国又は労働に関する法令への違反、団体監理型技能実習生の行方不明者の発生その他の問題の発生状況
- 四 団体監理型技能実習生からの相談に応じることその他の団体監理型技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況
- 五 団体監理型技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況

告示第5条

- 二 第三号技能実習の実習監理を行うものにあつては、規則第三十一条第一号及び第二号に掲げる事項について、介護職種に係る実績等を総合的に評価して、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであること。

- 介護職種における第3号の技能実習の実習監理と受入人数枠の拡大の可否については、介護職種の実績等を基に判断することとされています。

- その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数(80 点満点で 48 点以上)を獲得した場合に、介護職種における監理団体として「優良」とであると判断し、介護職種における第3号の技能実習の実習監理と拡大人数枠の適用を認めることとされています。

	項目	配点
①介護 職種に おける 団体監 理型技 能実習 の実施 状況の 監査そ の他の 業務を 行う体 制	【最大 40 点】	
	I 介護職種の実習実施者に対して監理団体が行う定期の監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有 : 5 点
	II 介護職種の監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う介護職種の実習実施者の比率	・ 1 : 5 未満 : 15 点 ・ 1 : 10 未満 : 7 点
	III 介護職種の実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有 : 5 点
	IV 帰国後の介護職種の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有 : 5 点
	V 介護職種の技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有 : 5 点
	VI 帰国後の介護職種の技能実習生に関し、送出国機関と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有 : 5 点
②介護 職種に おける 技能等 の修得 等に係 る実績	【最大 40 点】	
	I 過去 3 技能実習事業年度の初級の介護技能実習評価試験の学科試験及び実技試験の合格率	・ 95%以上 : 10 点 ・ 80%以上 95%未満 : 5 点 ・ 75%以上 80%未満 : 0 点 ・ 75%未満 : -10 点
	II 過去 3 技能実習事業年度の専門級、上級の介護技能実習評価試験の実技試験の合格率 ＜計算方法＞	・ 80%以上 : 20 点 ・ 70%以上 80%未満 : 15 点 ・ 60%以上 70%未満 : 10 点

分母：技能実習生の2号・3号修了者数 －うちやむを得ない不受検者数 分子：(専門級合格者数＋上級合格者数×1.5) × 1.2	・50%以上 60%未満：0点 ・50%未満：－20点 ＊ 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、令和5年度までの間、「0点」とする。
Ⅲ 直近過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の学科試験の合格実績 ＊ 専門級、上級で分けず、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出：5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出：3点
Ⅳ 技能検定等の実施への協力 ＊ 傘下の実習実施者が、介護技能実習評価試験の試験評価者を社員等の中から輩出している場合を想定	・1以上の実習実施者から協力有：5点

○ 既に他職種における実績等に基づいて一般監理事業の許可を受けている監理団体が、介護職種における第3号技能実習の実習監理を行おうとする場合については、監理団体に付された許可の条件(「介護職種における第3号技能実習の実習監理は認めない」といった旨の条件)を変更する必要があります。許可の条件の変更を行う場合にあっては、機構の本部事務所の審査課にお申し出下さい。

○ 一般監理事業の許可を受けていない監理団体が、介護職種における第3号技能実習の実習監理を行う場合については、特定監理事業から一般監理事業への事業区分の変更を申請し、介護職種における第3号技能実習の実習監理も含めた一般監理事業の許可を受けなければなりません。介護職種における第3号技能実習の実習監理も含めた一般監理事業の許可を受けるためには、規則第31条に規定する全職種共通の優良な監理団体の基準を満たすとともに、告示第5条第2号に規定する介護職種における優良な監理団体の基準を満たすことが必要となります。このため、事業区分の変更の申請を行う際には、全職種共通の優良要件適合申告書(参考様式第2-14号)に加えて、介護職種の優良要件適合申告書(介護参考様式第11号)を機構の本部事務所に提出することが必要となります。

【確認対象の書類】

- ・ 優良要件適合申告書(参考様式第2-14号)
- ・ 介護職種の優良要件適合申告書(介護参考様式第11号)
- ・ 優良要件適合申告書・別紙2(参考様式第2-14号別紙2)

- ・ 優良要件適合申告書・別紙3(参考様式第2-14 号別紙3)

【留意事項】

- 優良要件適合申告書・別紙2(参考様式第2-14 号別紙2)には介護職種の技能実習生のみを記載して下さい。

第7 その他

- 介護職種の技能実習計画については、技能移転の対象項目ごとに詳細な計画を作成することが求められます。具体的には、技能移転の対象業務の記載だけではなく、(1)個々の業務において必要となる着眼点や具体的な技術等の内容を記載するとともに、(2)介護業務に関連して日本語の学習を進められるよう、必須業務、関連業務、周辺業務ごとに、業務に関連する日本語学習について記載することが求められます。(介護職種の技能実習計画のモデル例については、厚労省のHPにて掲載していますので参照下さい。)(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000180396.pdf>) 【再掲】

【確認対象の書類】

- ・ 技能実習計画認定申請書(別記様式第1号)及び別紙
- * 別紙には、個々の業務において必要となる着眼点や具体的な技術等の内容を記載するほか、必須業務、関連業務、周辺業務ごとに、業務に関連する日本語学習について記載すること